

1. 不法係留船舶の状況 ・ ・ ・ 簡易代執行対象船舶 1 艘
那珂川左岸 1.3km付近（茨城県ひたちなか市栄町地先）

2. 不法係留船舶への対応の経過

令和6年	6月28日	注意看板設置。
令和6年	7月9日	警告看板1回目の設置
令和6年	7月23日	警告看板2回目の設置
令和6年	8月8日	警告看板の設置 (河川法第75条第3項に基づく撤去手続きの対応を 検討する旨を記載)
令和6年	9月6日	河川法第75条第3項の規定に基づく公告 (行うべき措置の期限：令和6年9月20日まで)
令和6年	9月27日	河川法第75条第5項の規定に基づく公示
令和6年	9月27日	簡易代執行の実施
令和6年	9月27日	簡易代執行により除却した船舶の保管開始

3. 除却した船舶の保管場所

那珂川水系那珂川水防資材置き場敷地内
那珂川左岸 12.1km付近（茨城県水戸市水府町地先）

4. その他

返還を求める者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省
関東地方整備局常陸河川国道事務所水戸出張所に申し出ること。

(連絡先) 常陸河川国道事務所 水戸出張所

(電話) 029-221-2794

